

**【EU】マネーロンダリング・テロ資金調達防止行動計画**

2020年5月7日、欧州委員会は、「マネーロンダリング及びテロ資金調達を防止するための総合的な欧州連合行動計画」(C(2020) 2800 final) を採択した。同行動計画は、6つの柱から構成される。すなわち、①既存のEU法令の効果的な適用、②加盟国によりEU法令の適用状況が異なる現状を改善するため、加盟国の法令の調和を実現する単一規則集(single rulebook)の立法提案、③新たな監督機関の設置を含めた、EUレベルでの監督強化の検討、④加盟国において、マネーロンダリングやテロ資金に係る資金情報を一元的に受理・分析し、捜査機関等に提供する政府機関である資金情報機関(Financial Intelligence Unit: FIU)間の連携支援、⑤関連諸機関及び民間との協力強化、⑥マネーロンダリング及びテロ資金調達の防止に関するEUの国際的な存在感の維持と向上である。欧州委員会は、①は既に実行中であり、②から⑤までに関連する施策は行動計画の末尾に示した工程表に従い、順次実行するとしている。

海外立法情報課・濱野 恵

・ [https://ec.europa.eu/finance/docs/law/200507-anti-money-laundering-terrorism-financing-action-plan\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/finance/docs/law/200507-anti-money-laundering-terrorism-financing-action-plan_en.pdf)

**【EU】電子商取引における付加価値税の不正行為防止のための指令・規則の改正**

2020年3月2日、付加価値税指令(Council Directive 2006/112/EC)を改正する理事会指令(Council Directive (EU) 2020/284. 全4か条。以下「改正指令」)、及び、付加価値税の不正行為における加盟国の行政協力等に関する規則(Council Regulation (EU) 904/2010)を改正する理事会規則(Council Regulation (EU) 2020/283. 全2か条。以下「改正規則」)が公布された。加盟国は、改正指令を2023年12月31日までに国内規定に取り入れ、2024年1月1日から適用する。改正規則は、2024年1月1日から加盟国に直接適用される。

改正指令に基づき、支払サービス提供者(クレジットカード会社等)を通じ、他の加盟国又はEU域外の第三国の同一の受領者へなされた支払の回数が、1四半期に25回を超えた場合、当該支払サービス提供者は、受領者、支払金額等に関する情報を3年間保持しなければならない。改正規則に基づき、加盟国は、これらの情報を収集し、欧州委員会が設置する支払情報中央電子システム(Central electronic system of payment information: CESOP)に登録する。CESOPへのアクセスは、Eurofisc(付加価値税に関する不正行為の情報を加盟国間で共有するネットワーク)の連絡調整官が、脱税等の付加価値税に関する不正行為を調査する目的で利用する場合のみ可能とする。これにより、電子商取引における支払状況に関する詳細な情報を当局が把握しやすくなり、不正行為の防止につながることを期待されている。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <http://data.europa.eu/eli/dir/2020/284/oj>  
・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2020/283/oj>

### 【ドイツ】コロナ禍のため、連邦議員歳費の引上げを停止する法律（2020年調整手続停止法）

連邦議会議員の歳費については、議員法（BGBl. I 1996 S. 326）第11条により規定されている（本誌 259-2号（2014年5月）pp.14-15参照）。歳費は、連邦最高裁判所の裁判官の報酬と同じ等級（連邦俸給法（BGBl. I 2009 S. 1434）附則 IV 等級 R 6）とされ、毎月支給され、毎年、連邦統計局が3月末までに連邦議会議長に通知する名目賃金指数（前年の賃金上昇率）に応じて7月1日までに調整される。2020年には2.6%引上げ（月額で250ユーロ強増額。1ユーロは約117円。）が予定されていたが、コロナ禍による経済悪化が見込まれる中、全会一致（AfDから左派党までを含む）で引上げの停止を定める法律（2020年調整手続停止法（BGBl. I S. 1161））が2020年5月15日に成立し、同年6月5日に公布され、公布翌日6日に施行された。

同法は全3条から成り、第1条で「議員法第11条第4項による調整手続を2020年について停止する法律」（全3条。第1条は連邦議会議員についての停止、第2条は欧州議会議員についての停止、第3条は老齢補償についての停止。）を制定し、第2条で議員法第11条を改正して現時点での「10,083.47ユーロ」を議員歳費の月額と明示し、第3条で公布翌日の施行を規定する。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2613/261321.html>

### 【ドイツ】第24次連邦選挙法改正法—新たな選挙区割りと選挙費用に関する規定—

人口比例に基づく議席配分の合憲性に関する連邦憲法裁判所決定（BVerf 130,212）及び連邦選挙法第3条に規定する連邦区割委員会のドイツ連邦議会第19選挙期に対する報告に対応するため、政権与党会派（CDU/CSU及びSPD）議員提案による第24次連邦選挙法改正法（BGBl. I S. 1409）が、2020年6月30日に施行された。同法は全3条から成り、第1条は連邦選挙法（BGBl. I 1993 S. 1288）を改正し、第2条は新たな選挙区割りの公示について規定し、第3条で公布翌日の施行を定める。同法の目的は、①選挙区割りを人口変動や地方自治体の地域・名称変更等の行政改革に適合させ、②州に支給される連邦議会選挙の固定費を物価動向に連動させ、この手続を改善することである。

同法により連邦選挙法には、新たな附則1「選挙費用」が追加され、従前の附則の改正による附則2「選挙区」が定められた。選挙費用に関しては、連邦選挙実施にかかる必要経費として州は固定費を交付されるが、従来、その額は、連邦参議院の同意の下に連邦内務建設国土省が発出する法規命令により定められていた。改正後は、法律の規定に基づき、毎年4月30日までに、連邦統計局長が連邦内務建設国土省に対し、経済指標（行政分野等の賃金指数、生産者物価指数、消費者物価指数）により算出した選挙費用指数に関する報告（附則1）を提出し、これに基づき選挙費用が改定され、年初から適用される。こうして、法規命令の発出なしで、法律に基づいた適時の引上げが実施できるようになった。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2618/261890.html>

### 【エストニア】里親制度・希少疾患児及び障害児支援・失業者支援の強化

2020年4月8日、エストニア共和国議会（リーギコグ（Riigikogu）、一院制、定数101）は、「社会福祉法、障害者手当法並びに労働市場サービス及び手当法に関する改正法（Sotsiaalhoolekande seaduse, puuetega inimeste sotsiaaltoetuste seaduse ning tööturuteenuste ja -toetuste seaduse muutmise seaduse 146 SE）」を可決した。同日、この法律は大統領の署名により制定、公布された。主な改正内容は、里親制度の改善、希少疾患児支援等の強化及び失業者支援の強化等である。具体的には、次のとおりである。①一世帯で養育可能な里子の制限人数が、6人から引き上げられ、条件付きで7人以上の養育が可能になる。里親手当の最低額は、2倍に増額される。②希少疾患に罹患し、支援を要する児童へ手当が支給され、支給要件である児童の障害等級の認定は、就労年齢に達するまで継続して行われる。③失業者との失業保険基金の面談が、電話や情報通信システムでも行えるようになり、失業した社会的弱者に対する財政支援が定められる。

海外立法情報課・大河原 健太郎

- <https://www.riigikogu.ee/en/sitting-reviews/riigikogu-passed-act-increase-foster-parent-allowance/>
- <https://www.riigikogu.ee/tegevus/eelnoud/eelnou/11b0058e-5cd0-4d4c-a492-93de208e9789/Sotsiaalhoolekande%20seaduse,%20puuetega%20inimeste%20sotsiaaltoetuste%20seaduse%20ning%20t%C3%B6%C3%B6turuteenuste%20ja%20toetuste%20seaduse%20muutmise%20seadus>

### 【ラトビア】メディアの自由に関するコアリション実行委員会共同宣言への署名

2020年初頭から流行している新型コロナウイルスに関する情報の流れについては、世界各国が様々な方針を取っている。ロシア政府が情報統制を打ち出す一方、西側諸国への接近が顕著なラトビア政府は2020年4月7日、カナダ、ドイツ、オランダ、英国、米国政府と共同で「COVID-19 についてのメディアの自由に関するコアリション実行委員会共同宣言（Media Freedom Coalition Executive Group statement on COVID-19）」に署名した。メディアの自由に関するコアリションは、英国等が主導した国家グループであり、メディアやジャーナリストの保護を目的とする連合である。同宣言は、全世界の国家に対し、自由なメディアへのアクセスを保証すること及び自由な情報の流れを支援することを要請している。その一方で、一部の国家がメディアに対する情報規制を敷いていることに触れ、「社会が病気の感染拡大に関する重要な情報を得られなく」なり、また「責任ある政府への信頼感を損なう」という観点から、懸念を表明している。

海外立法情報課・大河原 健太郎

- <https://www.mfa.gov.lv/en/news/latest-news/65805-media-freedom-coalition-executive-group-statement-on-covid-19>
- <https://www.gov.uk/government/publications/media-freedom-coalition-an-overview/media-freedom-coalition-an-overview>
- [https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_008323.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008323.html)

### 【韓国】国会における盲導犬の出入り

2020年4月15日に第21代韓国国会議員総選挙が行われた。この選挙では、視覚障害のある金睿智（キム・イェジ）氏ら、障害を持つ議員4人が誕生した。

韓国では、2004年の第17代国会総選挙で、初めて視覚障害のある鄭和元（チョン・ファウォン）議員が誕生したが、国会法第148条で、本会議又は委員会の会議場に会議進行を妨げる物や飲食物を持ち込んではいならないと定められていること等を理由に、慣例的に盲導犬の出入りが認められてこなかった。しかし今回の選挙後に、与野党から盲導犬の出入りを認めるべきとの声が大きくなったため、金議員が盲導犬「ジョイ」を国会本会議場及び委員会会議場に同伴することについて認められた。

同時に、国民権益委員会（国務総理所属）と保健福祉部（部は日本の省に相当）は、視覚障害者の移動権の保障についての意識を広めるため、カフェや公共機関等に盲導犬を歓迎する意味のステッカーを貼付するキャンペーンを開始した。障害者福祉法では、盲導犬を同伴した障害者が飲食店等に入出入りする時、正当な理由なくこれを拒否してはならないとされているが、日常生活上では依然として出入りが制限されることがあるため、今回のキャンペーンを実施することとなった。このキャンペーンは、国会及び国会図書館から始められ、行政機関にも広がっていく予定とされた。

海外立法情報課・中村 穂佳

- ・ [https://www.natv.go.kr/renew09/brd/news/news\\_vw.jsp?newsId=45081](https://www.natv.go.kr/renew09/brd/news/news_vw.jsp?newsId=45081)
- ・ [https://news.chosun.com/site/data/html\\_dir/2020/05/20/2020052002557.html](https://news.chosun.com/site/data/html_dir/2020/05/20/2020052002557.html)
- ・ <https://www.acrc.go.kr/acrc/board.do?command=searchDetail&method=searchDetailViewInc&menuId=05050102&boardNum=83474>
- ・ [https://www.natv.go.kr/renew09/brd/news/news\\_vw.jsp?newsId=45509](https://www.natv.go.kr/renew09/brd/news/news_vw.jsp?newsId=45509)

### 【台湾】公衆衛生師法の制定

台湾では2000年頃から、公衆衛生の専門知識を持つ人材の育成拡充のため、関係学会を中心に、公衆衛生の国家資格制度の立法化を求める動きがあった。2020年5月15日、「公衆衛生師法」が制定され、6月3日に公布・施行された。同法は公衆衛生師の権利と義務を明確化するもので、総則、業務執行、同業組合、罰則、附則の全5章40か条から成る。

台湾の国籍を持つ者で公衆衛生師の試験に合格し証書を得た者を、公衆衛生師とすることができる（第3条）。その受験資格を持つのは、大学等で①公衆衛生学の課程を卒業した者、②医療又は公衆衛生関係の課程を卒業し、かつ公衆衛生の18単位以上を取得した者、又は③医療又は公衆衛生関係の課程を卒業し、かつ公衆衛生関係の仕事に3年以上従事した者とする（第4条）。公衆衛生師は、医療・ヘルスケア関連の施設等で業務を行い、累計2年以上の業務経験を持つ者は、事務所の設立を申請できる（第8条）。業務を行う公衆衛生師は、勤務先所在地の主管機関に登録を申請して免許の交付を受け（第9条）、同所在地の公衆衛生師会に加入しなければならない（第11条）。公衆衛生師は、地域社会等での感染症、住民の健康状態、食品安全リスク等を調査し、その改善計画の策定・推進・評価等を行い、医療行為は行わない。また、医療従事者や政府機関等がこれらの業務を行うことを妨げない（第13条）。緊急事態や重大事件の発生時には、主管機関は公衆衛生師を指定して業務に当たらせることができ、公衆衛生師はこれに応じなければならない（第14条）。

海外立法情報課・湯野 基生

- ・ <https://lis.ly.gov.tw/lgcgi/tspdf2?7487:28-40>

**【フィリピン】交通事故犠牲者等のための国家追悼日の創設**

2020年1月23日、フィリピンにおいて、交通事故死傷者及びその家族のための国家追悼日法（National Day of Remembrance for Road Crash Victims, Survivors, and Their Families: R.A. 11468.）が成立した（同年1月30日公布、2月14日施行）。この法律は、第1条：法律名、第2条：政策の宣言、第3条：国家追悼日、第4条：義務的活動、第5条：国家運営委員会、第6条：施行細則、第7条：可分条項、第8条：廃止条項、第9条：施行日の全9か条から成る。

立法目的は、交通事故犠牲者を追悼し、その家族及びコミュニティの苦しみを認識することにより、①あらゆる交通の危険からフィリピン国民を保護し、安全を保証すること、②人命を尊重すること等である。この目的に向けて、交通事故による死傷者発生との因果関係及び損失について国民の意識を高め、心的外傷の原因となるような交通事故の発生を防止し、交通安全を促進する（第2条）。また、毎年、11月第3日曜日を国家追悼日とする（第3条）。

運輸省は、国家追悼日に関連省庁等と連携して、次のようなプログラム及び行事を実施するものとする。①内務自治省、地方政府、陸上輸送フランチャイズ規制委員会及びマニラ首都圏開発庁と連携した記念式典、献血キャンペーン、交通事故死傷者及びその家族を支援するボランティア等に対する表彰、交通事故啓発キャンペーン等。②保健省、社会福祉開発省及び司法省と連携した(a)交通事故死傷者及びその家族を対象とした心的外傷に対するケア及び支援プログラム、(b)係争中の事件解決、交通事故犠牲者とその家族あるいはそのいずれかの即時補償といった法的対応、(c)類似した交通事故の発生を防止するため、危険要因の検討によって交通安全状況を改善することを重視した様々な分野のシンポジウム等。また、政府は、交通安全啓発のためのウェブサイト又はソーシャル・メディア・プラットフォームを立ち上げ、維持するものとする（第4条）。

毎年の国家追悼日を有意義な日にするために、この法律の下で、国家追悼日に実施されるプログラム及び行事を準備し、監督する国家運営委員会が組織される。同委員会は、保健省、教育省、高等教育委員会、内務自治省、社会福祉開発省、フィリピン情報庁、フィリピン国家警察、フィリピン血液センター、フィリピン州庁連盟、フィリピン市庁連盟、フィリピン町庁連盟、バラングイ（フィリピンで一番小さい行政単位）連盟、フィリピン赤十字等の21機関から構成され、運輸大臣が議長を務めるものとする（第5条）。 **海外立法情報課・日野 智豪**

・ <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/01jan/20200123-RA-11468-RRD.pdf>